

雇児保発第 0330002 号
平成16年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」
の一部改正について

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月30日児保第13号）により、その留意点を示してきたところである。

今般、社会福祉法人以外の者に対する社会福祉法人会計基準の円滑な適用を図ることとするため、上記通知の取扱いを下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

本文中「5 その他」を「6 その他」とし、「4 積立金等に係る明細表の作成について」の次に次の項目を加える。

5 減価償却費の算定について

社会福祉法人以外の者が、社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表を作成するに際し、定額法により減価償却費を算定するに当たっては、社会福祉法人会計基準に基づく算定方法によらず、企業会計・税法（企業会計原則・税法による定額法の算定方法）による減価償却費の算定方法によっても差し支えないこと。

改正後

児保第13号
平成12年3月30日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所における社会福祉法人会計基準の適用について

社会福祉法人の会計については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号。以下「会計基準」という。）、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援施第6号）、「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」（平成12年2月17日社援施第8号）をもって示されたところであるが、保育所に係る取扱いについては、これらの通知に定めのあるほか、以下のとおり取り扱うこととしたので了知願いたい。

なお、社会福祉法人以外の者であって保育所を経営する事業を行うものが、当該保育所について、会計基準に基づき資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成する際にも、同様の取扱いとなるので申し添える。

記

1 会計基準の適用について

平成12年度から会計基準へ移行する社会福祉法人にあつては、平成12年度の予算は、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日社施第25号。以下「経理規程準則」という。）に基づいて作成することとし、その後それを補正する扱いで差し支えないものであること。

なお、保育所を経営するその他の社会福祉法人にあつても、順次新たな会計基準に移行することが望ましいものであること。

2 人件費引当金等の取扱いについて

経理規程準則においては、人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金を貸借対照表の負債の部に計上してきたところであるが、会計基準においてはそれぞれ人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金として純資産の部に

計上すること。

また、資産の部においては、その他の固定資産の中に、保育所繰越積立預金の科目を設けて、人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金の合計額と同額を計上するとともに、四に定める明細表において、さらに人件費積立預金、修繕積立預金及び備品等購入積立預金の科目を設け、それぞれ人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金の額を計上すること。

なお、平成11年度までの積立分を含め、人件費積立金等の使途に係る制限については、従前の取扱いと変わりがないものであること。

3 勘定科目について

(1) 勘定科目の区分について

勘定科目については、本通知を含め特に定めるほか、会計基準に示した勘定科目に準拠して区分するものとし、法人において2つ以上の勘定科目を1つにまとめたり、1つを2つ以上の科目に再区分する等の補正をしないこと。

なお、施設の都合上、小区分を設けることは差し支えないこと。

(2) 保育所の土地・建物に係る賃借料について

保育所の土地・建物について、賃借により施設を経営している場合には、事務費支出の中に、中区分として土地・建物賃借料の科目を設けて当該土地・建物の賃借料を計上することとし、会計基準に示された勘定科目において、事務費支出及び事業費支出の中に設けられている賃借料の区分には計上しないこと。

4 積立金等に係る明細表の作成について

会計基準においては、貸借対照表が一本化されることとなったが、保育所については、各施設ごとに積立金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金の累計額に係る明細表を作成すること。また、積立預金についても、同様の取扱いとすること。

5 減価償却費の算定について

社会福祉法人以外の者が、社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表を作成するに際し、定額法により減価償却費を算定するに当たっては、社会福祉法人会計基準に基づく算定方法によらず、企業会計・税法（企業会計原則・税法による定額法の算定方法）による減価償却費の算定方法によっても差し支えないこと。

6 その他

保育所を経営する者の会計処理に当たっては、勘定科目のうち役員報酬など法人本部に帰属する経費を保育所の経理区分に計上することができないものであること。